

2026年8月14日
ジェイコム少額短期保険株式会社

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

この度の「令和8年8月13日からの大雨に伴う災害」により被害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域で被災されたご契約者からお申し出があれば、次のような特別のお取り扱いをいたします。

1. このたびの災害の影響により保険料のお払い込みが困難な場合、法適用日から最長2か月後の末日（2026年10月31日）までを限度に払込猶予期間を設け延長いたします。
※口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客さまの場合、お客さまの申し出日によっては、口座引き落としが行われる場合がございます。
2. 保険金の請求手続きについて、お手続きに必要な書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。

適用都道府県	適用市町村	法適用日
千葉県	千葉市 市川市 船橋市 館山市 松戸市 茂原市 佐倉市 東金市 習志野市 柏市 市原市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 四街道市 八街市	8月13日

	印西市 白井市 大網白里市 白子町 長柄町 富里市 山武市 印旛郡酒々井町 山武郡九十九里町	
--	--	--

お客さまからのお問合せ窓口

コールセンター

フリーコール：０１２０－０８８－８３０

受付時間：午前９時～午後６時（年末年始はお休みをいただいております）